

4月29日きらきら発電定期総会、若林クリニックで開く

地産地消の再エネで地域を豊かにしよう！

NPO きらきら発電は休日の4月29日(水)午前9時半より12時半まで、仙台市若林区の若林クリニックで2026年度の定期総会を開催します。総会では法人結成11年目の活動をふりかえり、イラン戦争で高騰する石油に対抗するため、地産地消の再エネ発電をダイナミックに展開していく方針を提示します。あわせて太白区秋保町の森林を購入し、自然環境を守るための山林農業(アグロフォレストリー)を展開し始めたFFF仙台の活動を支援する方針を新たに提案します。「地球環境と自分たちの生活を守る」という私たちと同じ視点で活躍する若者とのコラボレーションです。総会後の記念講演では、太陽光で発電した電気を売電する会社を埼玉で立ち上げた市民の取り組みを紹介します。講師は埼玉県小川町おでんの会の岩出智子さん(右写真)です。



地産地消の再エネ発電をさらにダイナミックに展開を

日本は今新たなオイルショックの波を受けています。国債の大量発行を原因とする円安の進行と国際法無視のトランプ政権によるイラン戦争のための石油高騰です。今や再エネが一番安い時代になっています。私たちの市民経済を守るため、また地球沸騰化阻止のため、地産地消の再エネ発電をダイナミックに展開しながら充電設備も拡充していく必要があります。具体的には建物の屋根だけでなく、駐車場にソーラーカーポートや垂直型太陽光の設置を提案します。

市民が再エネ電力を売電する新たな取り組みを学ぶ

市民の経済力では、発想が狭くなります。そこで市民が太陽光発電の電気を売電する企業を立ち上げた話を総会後の記念講演会でお聞きします。講師は埼玉県小川町おでんの会の岩出智子さん。1996年に始まった小川町自然エネルギー研究会が母体になり、昨年 **Ogawa Diverse Energies**(ODEN)を立ち上げました。記念講演は質疑時間も含めて、午前10時半から午前12時の1時間半です。



総会はオンライン参加も可能 (<https://forms.gle/KBvBFWsesSVosWCG9>)

今回もオンライン参加が可能です。参加希望者は4月24日まで、右QRコードから申し込みを。会場参加者は4月25日まで連絡ください。

秋保の森観察希望者を案内します

きらきら発電事務局ではFFF仙台が立ち上げた「アグロフォレストリーの森秋保」を車で案内します。1人でも可。毎月第2・第4土曜日の午前に対応します。右記の電話かメール先に申し込みを。集合時間・場所を相談します。

きらきら発電「十年のあゆみ」動画

公開した「十年のあゆみ」動画のリンクです。

<https://youtu.be/NKV40GJABvM> (右記QRから視聴可能)



きらきら発電・市民共同発電所 ニュース
2026年4月
第134号
〒981-3215 仙台市泉区北
中山3丁目17-12
070(2010)3777
HP kirakirahatuden.com/
hirohata3888@outlook.jp

仙台市が太陽光発電事業に関する新条例案を提案

規制だけでなく再エネ事業の拡充強化が必須

(下記は、水戸部理事長名で仙台市に提出したパブコメです。)

ご意見提出様式

「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」改正素案に係る意見

■個人	氏名	水戸部 秀利
	住所	〒 985-0034 塩釜市南錦町5-30
■法人 団体	法人・団体名	NPO きらきら発電市民共同発電所
	代表者名	水戸部 秀利
	所在地	〒 981-3215 仙台市泉区北中山3丁目17-12

■意見

今回の太陽光発電事業に関する条例改定についての総論的な意見です。

仙台市の2050ゼロカーボンを実現するためには、太陽光を含めた再エネ事業の拡充強化は必須の課題です。

仙台市が住宅を含む新築建造物への断熱気密化と太陽光発電搭載の義務化を検討提案されていることは歓迎するものです。

しかし今回の条例案は、太陽光発電事業の規制を強化するものです。確かに、昨今の山野乱開発や環境破壊を伴うようなメガソーラー事業や計画があり、それに対し条例による規制強化で対応することについては、一定の理解はでき評価したいと思います。一方「メガソーラー反対」を口実に、温暖化懐疑論や太陽光発電やソーラーパネルそのものを否定・攻撃するような伝聞・潮流が市民の中に広がっていることも現実です。

このような、再エネをめぐる諸条件が交錯する中での規制強化の条例によって「悪化が良貨を駆逐する」ような状況に陥らないように、慎重に検討し提案すべきと考えます。以下、2~3、気付いた事項です。

なお、震災後、市民参加型の共同発電事業を行っている立場なので、発電事業者寄りの意見であることは了解願います。

1) いわゆる「悪徳」発電事業者を取り締まる役割は、国にあることを明記し、それを国に求めること。

発電事業の許認可権は国にあり、自治体はそれを拒否できない法的枠組みがあり、条例でしぼりをかけても限界があります。何を「悪徳」とするかは国が定めることですが、少なくとも秋保の事例のような“当該自治体からの問い合わせにも対応しない”は、明らかな違反として国に許可の取り消しを求めるべきです。

2) 今回の追加された設置規制地域の「森林地域」の再検討を。

追加された設置規制地域の「森林地域」のマップを見ると、西部地域のほとんどを覆っています。確かに、山野や丘陵地が多く森林が占めますが、人手が加わった田圃や畑地も広がっています。田圃や畑地は、ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）のポテンシャルを持っています。その可能性も追求できるマップにすべきと考えます。

3) 地域のゾーニングと同時に、規制地域と推奨地域の区別・明記を。

目に余る乱開発型の再エネ事業を前に、自治体が規制の方向に向いている状況があります。しかし自治体によっては、地域を再エネ規制地域と推進地域にゾーニングしながら提示する試みも行われています。仙台市も推進地域と発電方法を示すような取り組みを期待します。

例えば、田圃地域のソーラーシェアリングや湖面の水上型太陽光発電、今回提案されている新築建造物の太陽光発電搭載、駐車場のソーラーカーポートなどです。

以上